

# 甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業実施要領

農林水産省生産局長通知

平成25年2月26日付け24生産第2827号

一部改正 平成26年2月6日付け25生産第2983号

## 第1 趣旨

甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2826号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に基づく甘味資源作物安定生産体制緊急確立事業の実施については、要綱に定めるもののほか、本要領に定めるところによる。

## 第2 事業内容等

### 1 効率的機械作業体制緊急整備事業

(1) さとうきび農業機械等リース支援事業 別記1

(2) 北海道・南九州畑作物農業機械等リース支援事業 別記2

### 2 さとうきび生産回復・増産体制緊急確立事業

(1) さとうきび増産緊急対策事業 別記3

(2) 国内産糖経営体質強化対策事業 別記4

## 第3 事業実施状況の報告

1 事業実施主体は、毎年度、事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第7号により作成し、基金管理団体に報告するものとする。

2 基金管理団体は、1により提出のあった事業実施状況報告を取りまとめ、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。))に報告するものとする。

## 第4 事業の評価

1 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、目標年度の翌年度の7月末日までに、別記様式第8号により自ら評価を行い、基金管理団体に報告するものとする。

2 基金管理団体は、1の事業評価の報告を受けた場合には、事業実施主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

3 基金管理団体は、2の評価の結果、成果目標が達成されていないと判断される場合には、当該事業実施主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1か月以内に、成果目標達成に向けた改善計画を別記様式第10号により提出させるものとする。

4 3により実施した取組の評価については、1及び2に準じて行うものとする。

- 5 基金管理団体は、2及び4の評価結果を地方農政局長に報告するとともに、別紙様式第9号により、原則として事業評価を行った年度に公表するものとする。
- 6 基金管理団体は、3により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長に報告するものとする。
- 7 国は、事業の実施効果等本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、必要に応じて、その内容を公表することができるものとする。

## 第5 事務費

要綱第5の5のただし書の経費については、別記5に掲げる経費とする。

## 第6 不正行為等に対する措置

- 1 基金管理団体は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施等に関して不正な行為や不適切な手続等をした場合又はその疑いがある場合にあつては、事前に地方農政局長に協議の上、当該不正行為等に関する真相及び発生要因の解明を行い、事業実施主体に対して、是正措置等適切な措置を講ずるよう指導するものとする。
- 2 基金管理団体は、事業実施主体が（1）の規定による指導に基づく是正措置等を講じていないと判断される場合には、事前に地方農政局長に協議の上、事業実施計画の承認の取消しや、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

## 第7 その他

基金管理団体は、事業実施主体に対し、本事業の実施に係る書類、収入及び支出に関する帳簿、証拠書類等について、事業の実施年度の翌年度から起算して5年間適切に整備保管させるものとする。

附則 この通知は、平成26年2月6日から施行する。